府中中央小学校PTA規約　（令和7年度）

保存

第 １ 章　名称および事務局

第 １ 条（名称）

この会は、名称を府中中央小学校ＰＴＡと呼ぶこととする。

第 ２ 条（事務局）

この会は、事務局を府中中央小学校に置く。

第 ２ 章　目的および活動

第 ３ 条（目的）

この会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることをその目的とする。

第 ４ 条（活動）

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

①学校教育の振興にあたっての理解を深めるとともに、家庭における教育のあり方についての意識啓発をはかる。

② 家庭と学校との綿密な連携によって、児童の校外における生活を指導するとともに、地域における教育環境の改善・充実をはかる。

③ よりよい保護者、よりよい教職員となるために、会員相互の学習を行うとともに、その親睦をはかる。

④ その他、前述の目的を達成するために必要な活動を行う。

第 ３ 章　活動方針

第 ５ 条（方針）

この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

① 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

② 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、基本的には営利を目的とするような活動は行わない。但し、児童の健全な育成を支援する目的の活動についてはこの限りではない。

③ この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

④ 学校経営等に関することには干渉しない。

第 ４ 章　会　　員

第 ６ 条（会員資格）

１ この会の会員となることができる者は、次の通りとする。

① 府中中央小学校に在籍する児童の保護者。

② 府中中央小学校に勤務する教職員。

２ 前項②のうち、短期的代替教員および教育支援員、図書館司書、教育相談員、管理業務員、講師等については、会員としての資格を有しないものとする。

第 ７ 条（会員の権利義務）

この会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第 ５ 章　加盟団体

第 ８ 条（加盟する団体）

この会は、府中町ＰＴＡ連絡協議会（町Ｐ）、安芸郡ＰＴＡ連合会（郡Ｐ）、広島県ＰＴＡ連合会（県Ｐ）、日本ＰＴＡ全国協議会（日Ｐ）に加盟する。

第 ６ 章　経　　理

第 ９ 条（経費）

この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。

第１０条（会費）

この会の会員は、会の運営に必要な会費を納めるものとする。

① 会費は年額１，５００円とする。

② 会費とは別に、保護者から、はちの子文庫代５００円を徴収する。

③ 年度途中での転出入については、別表１による。
はちの子文庫代は、転入の場合は次年度から徴収を行い、転出の場合は返金を行わない。
どちらも転入出の時期には関わらない。

＜別表１＞
ＰＴＡ会費の徴収および返金金額

転出入の時期	１学期	２学期	３学期
転入（徴収金額）	1,500 円	1,000 円	500 円
転出（返金額）	1,000 円	500 円	0 円

第１１条（経理）
この会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。
第１２条（決算）
この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を受けなければならない。

第１３条（会計年度）
この会の会計年度は、毎年４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わる。

第 7 章　本部役員

第１４条（本部役員）
１　この会の執行にあたり、次のとおり本部役員をおく。
①　会長　１名　②　副会長　若干名　③　幹事　若干名　④　書記　若干名　⑤　会計　若干名
２　役員は、専門委員、会計監査委員、選挙管理委員を兼ねることはできない。
第１５条（本部役員の選出）
本部役員は、別に定める規定により、総会において会員の中より選出される。
第１６条（本部役員の任期）
本部役員の任期は１年とし、再任は妨げない。会長・副会長・会計・書記については､同一職にあることは、原則２年までとするが、やむを得ない場合には、その期間を延長することができる。
第１７条（会長の職務）
会長は次の職務を行う。
①　この会を代表し、会務を統括する。
②　総会、全体委員会、運営委員会および本部役員会を招集し、その会の運営にあたる。
③　校外生活委員と学級選出委員を委嘱する。
④　参考意見を求めるため、前役員をオブザーバーとして招集することができる。
第１８条（会長の権限）
会長は、会計監査委員および選挙管理委員の集会を除く、全てのＰＴＡの会に出席し、意見を述べることができる。
第１９条（副会長の職務）
副会長は、会長を補佐し、必要があれば会長の職務を代行することができる。
第２０条（幹事の職務）
幹事は、次の職務を行う。
①　会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
②　各委員会の意見を調整し、年間活動計画立案の推進を行う。
③　事業計画に基づき、諸活動を運営する。
④　総会、全体委員会、運営委員会および本部役員会の議事、日程等を立案し、運営および進行を行う。
⑤　備品・消耗品の管理・購入を行う。
第２１条（書記の職務）
書記は、次の職務を行う。
①　総会、全体委員会、運営委員会、および本部役員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要な事項を記録する。
②　記録、通信その他の書類を保管・整理する。
③　幹事に協力し、この会の庶務を行う。
④　校内および関係機関への文書の作成、および送付等の事務を行う。
第２２条（会計の職務）
会計は、次の職務を行う。
①　総会が承認した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
②　定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算について報告する。
③　予算編成に必要な資料の作成に努める。

第 8 章　会計監査委員

第２３条（会計監査委員）
１　この会の会計を監査するため会計監査委員をおく。
２　会計監査委員は２名とする。
第２４条（会計監査委員の選出）
会計監査委員は、別に定める規定により総会において会員中より選出される。
第２５条（会計監査委員の職務）
会計監査委員は、その年度の会計を監査し、定期総会においてその結果を報告する。また、必要に応じ臨時に監査を行うことができる。

第２６条（会計監査委員の任期）
会計監査委員の任期は１年とし、再任は妨げない。ただし、会計監査委員の職にあることは３年までとする。

第 ９ 章　選挙管理委員

第２７条（選挙管理委員）
１　会長、副会長および会計監査委員の選出に関する事務を処理するために、選挙管理委員をおく。
２　選挙管理委員の定数は、８名とする。
第２８条（選挙管理委員の選出）
選挙管理委員は、各専門委員会の正副委員長（８名）が、その任にあたり、総会において就任する。
第２９条（選挙管理委員の任期）
選挙管理委員の任期は１年間とする。

第１０章　専門委員

第３０条（専門委員）
１　この会の活動を円滑かつ積極的に推進するために常置の専門委員をおく。
２　専門委員の定数は、別に定める規定によるものとする。
第３１条（専門委員の選出）
専門委員の選出は、別に定める規定により、会員中より選出する。
第３２条（専門委員の任期）
専門委員の任期は１年とし、再任は妨げない。
第３３条（専門委員の所属）
専門委員は、別に定める規定にある、いずれかの専門委員会に所属する。

第１１章　総　　会

第３４条（総会）
１　総会は、この会の最高決議機関である。
２　総会は、全会員をもって構成される。
第３５条（定期総会・臨時総会）
１　定期総会は、毎年度始めに開催する。
２　臨時総会は、次のときに開催する。
①　運営委員会が必要と認めたとき。
②　全会員の３分の１以上の要求のあったとき。
第３６条（総会の成立・議決）
総会は、会員の現在数の５分の２以上の出席（委任を含む）で成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。

第１２章　全体委員会

第３７条（全体委員会）
１　全体委員会は、総会に次ぐ決議機関である。
２　全体委員会は、本部役員、専門委員および教職員をもって構成される。
第３８条（全体委員会の開催）
全体委員会は、次のときに開催する。
①　本部役員会が必要と認めたとき。
②　構成員の３分の１以上の要求のあったとき。
第３９条（全体委員会の成立・議決）
全体委員会は、構成員の現在数の２分の１以上の出席（委任を含む）で成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。

第１３章　運営委員会

第４０条（運営委員会）
１　運営委員会は、次のことを行う。
①　この規約に定める決議のほか、本部役員会、会計監査委員会、選挙管理委員会、専門委員会、および臨時委員会の権限以外の事務を処理する。
②　本部役員会、専門委員会および臨時委員会の連絡調整をはかる。
③　総会および全体委員会に提出する議案の検討・調整を行う。
２　運営委員会は、本部役員、専門委員会の正副委員長、学校長、教頭、主幹教諭、教職員委員、および臨時委員会がある場合は、その正副委員長をもって構成する。

第４１条（運営委員会の権限の委任）
運営委員会は、この会の活動を円滑に行うために、その執行権限の一部、または全部を専門委員会に委任することができる。
第４２条（運営委員会の成立・議決）
運営委員会は、構成員の現在数の２分の１以上の出席（委任を含む）で成立し、その議事は出席者の過半数で決する。

第１４章　本部役員会

第４３条（本部役員会）
１　本部役員会は、次のことを行う。
①　この規約に定める決議のほか、会計監査委員会、選挙管理委員会、運営委員会、専門委員会、および臨時委員会の権限以外の事務を処理する。
②　この会の運営の基本的事項および予算案について企画・立案する。
２　本部役員会は、本部役員、学校長、教頭および主幹教諭をもって構成される。
第４４条（本部役員会の成立・議決）
本部役員会は、構成員の現在数の５分の３以上の出席（委任を含む）で成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。ただし、賛否同数の場合は、会長が決定する。

第１５章　専門委員会および臨時委員会

第４５条（専門委員会）
１　この会の活動に必要な事項について、調査・企画・運営を円滑に行うために、常置の委員による専門委員会をおく。
２　専門委員会についての必要な事項は、別に規定を定める。
第４６条（臨時委員会）
１　特別な事項について、調査・研究・立案する必要があるときは、臨時委員会をおくことができる。
２　臨時委員会についての必要な事項は、別に規定を定める。

第１６章　細則および内規

第４７条（細則）
１　この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、全体委員会の議決を経て定めることができる。
２　全体委員会は、細則を制定、もしくは改廃した場合は、その結果を次の総会において報告しなければならない。
第４８条（内規）
１　この会の運営に関し必要な内規は、この規約および細則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。
２　運営委員会は、内規を制定、もしくは改廃した場合は、その結果を次の全体委員会および総会において報告しなければならない。

第１７章　　改　　正

第４９条（改正）
この規約は、総会において、出席者の３分の２以上の賛成がなければ改正することができない。

第１８章　　附　　則

第５０条（附則）
１　この規約は、昭和４３年７月１日から実施する。　（・・・中略・・・）
16　この規約の一部を令和３年１２月２３日に改正する。
17　この規約の一部を令和７年４月２６日に改正する。

〈 別表２　会の成立と議案の決定に必要な人数 〉

会	構　成　員	開　催　要　件	会の成立	決議必要数
総　会	ＰＴＡ会員	・毎年度始め ・運営委員会の要求 ・会員の３分の１以上の要求	全会員の　２／５ （委任を含む）	参加者の　１／２ 規約改正　２／３
全体委員会	本部役員、専門委員、教職員	・本部役員会の要求 ・構成員の３分の１以上の要求	構成員の　１／２ （委任を含む）	参加者の　１／２
運営委員会	本部役員、専門委員会の 正副委員長、教職員委員	・必要に応じて	構成員の　１／２ （委任を含む）	参加者の　１／２
本部役員会	本部役員、学校長、教頭、 主幹教諭	・必要に応じて	構成員の　３／５ （委任を含む）	参加者の　１／２